

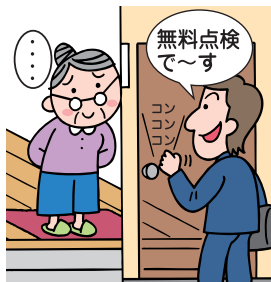
高齢者がねらわれています!!

高齢者をねらって、「無料点検にきました」と言って家に上がり込んだり、「このままでは地震で崩壊する」とか、「アスベストが使われているのですぐに対策をとらないと危険」などと言って不安をあおり、住宅リフォーム契約を強引に結ばせる悪質な事例が多発しています。

被害にあわないためのアドバイス

無料点検

と言われても、すぐに玄関をあけない。



工事の契約は

一人でしない、すぐにはしない。



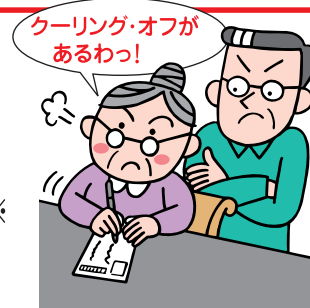
業者の説明を

うのみにせず、家族や身近にいる人に相談をする。



契約してしまっても

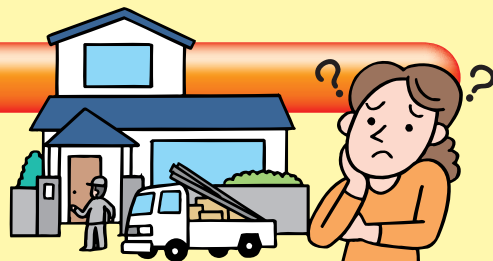
あきらめないで、クーリング・オフ※の利用を。



※訪問販売なら8日以内であれば、違約金等なしで契約を解除することができます。クーリング・オフは書面(はがき)で!!
また、事業者がうそを言ってクーリング・オフを妨害した場合は、その後もクーリング・オフができます。

介護ヘルパー・民生委員・ご近所の方へ

- 見慣れない人の出入りや、リフォーム工事の形跡があったら気をつけてあげて下さい。
- 周囲の方々からの消費生活センター等への相談をきっかけに、問題が解決をすることもあります。気になることがあれば、消費生活センター等へご相談下さい。



ご相談は最寄りの消費生活センターや警察等へ

■最寄りの消費生活センターの連絡先がお分かりにならないときは、

内閣府 生活・物価ダイヤルまで ☎03-3581-3999

■警察への連絡先 各都道府県警察本部の警察総合相談電話 ☎#9110

- ・携帯電話からも利用できますが、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できない場合があります。
- ・その場合は、警察庁のウェブサイト等に記載されている警察総合相談電話におかけ下さい。

■経済産業省 (特定商取引法(クーリング・オフ等)に関するお問い合わせ)

消費者相談室 ☎03-3501-4657

■これからリフォームをお考えの方のご相談は、

全国都道府県・政令指定都市のリフォーム相談窓口または

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターまで ☎03-3556-5147